

第2編

第2部 主な法案の審議状況(成立した主な法律)

第114回通常国会：昭和63年12月30日～平成元年6月22日

(1) 第114回通常国会：昭和63年12月30日～平成元年 6 月22日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法 律 名	内 容
31	平成 元．6.28	平成 元.11. 1	歯科衛生士法の 一部を改正する 法律	○歯科衛生士の業務に歯科保健 指導を追加した。 ○免許の交付及び試験の実施を 厚生大臣が行うこととし、指定 登録機関及び指定試験機関制度 を導入した。
35	元．6.28	元．6.28	戦傷病者戦没者 遺族等援護法等 の一部を改正す る法律	○戦傷病者戦没者遺族等援護法 について 障害年金、遺族年金等の額 を引き上げる。 (例) 障害年金(公務傷病、 第一項症、年額) 4,611,000円 元年3月 ↓ 分まで 4,704,000円 現 行 遺族年金及び遺族給与 金(公務死に係る先順位額、 年額) 1,561,400円 元年3月 ↓ 分まで 1,596,300円 現 行 ○戦没者等の遺族に対する特別 弔慰金支給法について 昭和60年4月1日から平成 元年3月31日までの間に公務 扶助料、遺族年金等の受給権 を有している者がいなくなっ た戦没者等の遺族に、特別弔 慰金として額面18万円、6年 償還の国債を支給する。

(1) 第114回通常国会：昭和63年12月30日～平成元年6月22日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内 容
63	元. 6.30	元. 6.30 元.10. 1	原子爆弾被爆者 に対する特別措 置に関する法律 の一部を改正す る法律	①医療特別手当等の額を以下の ように引き上げる。 1. 医療特別手当 月額112,000円→112,800円 (元年4月から) →115,600円 (元年10月から) 2. 特別手当 月額41,300円→41,600円 (元年4月から) →42,600円 (元年10月から) 3. 原子爆弾小頭症手当 月額38,500円→38,800円 (元年4月から) →39,800円 (元年10月から) 4. 健康管理手当 月額27,500円→27,700円 (元年4月から) →28,400円 (元年10月から) 5. 保健手当 ○厚生省令で定める範囲の 身体上の障害がある者等 月額27,500円→27,700円 (元年4月から) →28,400円 (元年10月から) ○それ以外の者 月額13,800円→13,900円 (元年4月から) →14,200円

(1) 第114回通常国会：昭和63年12月30日～平成元年6月22日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法 律 名	内 容
				(元年10月から) ②平成2年度以降の医療特別手当等の額の改定について、完全自動物価スライド方式を導入する。 (注)手当額の4月週及引上げについて 上に述べた、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、平成元年12月22日に公布・施行された国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）により、平成元年10月から引き上げた措置を同年4月から適用することとされた。
64	元. 6.30	元. 6.30	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律	本格的な高齢化社会に向け、国民が生涯を通じ安心し、生きがいをもって暮らせる地域社会の形成を促進する必要がある。 このため、民間事業者が公的施策との連携の下に高齢者のための健康・福祉に図る機能の総合的一体的な整備を図ることを促進し、もって高齢者が健康で生きがいをもって生活できる地域社会の形成に資することを目的とする。 ① 厚生大臣は、特定民間施設の整備に関する基本的事項、特定民間施設の機能等に関する事項その他必要な事項を基

(1) 第114回通常国会：昭和63年12月30日～平成元年6月22日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法 律 名	内 容
				本方針として定めるものとする。 ② 特定民間施設の整備を行おうとする者は、整備計画を作成し、当該計画が基本方針に適合する旨の厚生大臣の承認を受けることができるものとする。 ③ 承認を受けた整備計画に係る事業を推進するため、税制上の措置を講ずるほか、必要な資金の確保等に努めるものとする。 ④ 国及び地方公共団体は、承認事業者に対し、承認を受けた整備計画に係る事業の実施に関し指導及び助言を行うものとする。 以上である。

第116回臨時国会：平成元年9月28日～平成元年12月16日

(2) 第116回臨時国会：平成元年9月28日～平成元年12月16日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法 律 名	内 容
86	平成 元.12.22	平成 元.12.22	国民年金法等の 一部を改正する 法律	① 給付の改善 ○平成元年4月に遡って生活水準や賃金の上昇に見合って年金額を改善。 厚生年金 (平成元年度) モデル年金 19万5,492円 (35年加入) 国民年金 基礎年金 55,500円 23年年金 50,708円 10年年金 33,717円

(2) 第116回臨時国会：平成元年9月28日～平成元年12月16日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法 律 名	内 容
				5年年金 28,700円 老齢福祉年金 28,400円 ○完全自動物価スライド制の導入 ・平成2年度から、物価上昇に合わせて年金額を必ず改善する。 ○厚生年金の在職老齢年金の改善 ・在職老齢年金の支給割合の刻みを7段階に増やす。 (2割, 5割, 8割 → 2割, 3割, 4割, 5割, 6割, 7割, 8割) ・支給対象となる報酬の上限を24万円に引き上げる。 (平成2年4月実施) ② 保険料の引上げ ○厚生年金 (平成2年) (平成3年以降) 男 子 14.3% → 14.5% 女 子 13.8% → 14.15% (注) 女子の保険料率は、平成4年以後も毎年0.15%ずつ引き上げられ、平成6年から男子と同じ保険料率になる。 船員・坑内員 16.1% → 16.3% ○国民年金 (平成2年度) 8,400円 平成6年度まで毎年度

(2) 第116回臨時国会：平成元年 9 月 28 日～平成元年12月16日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法 律 名	内 容
				400円ずつ引上げ ③ 国民年金基金の創設 ○自営業者に対する上乗せ年金として、国民年金基金を整備する。(平成 3 年 4 月実施) ・都道府県を単位とする地域型国民年金基金の創設 (加入者1,000人以上) ・職能型国民年金基金の設立要件の緩和 (加入者3,000人以上) ④ 学生に対する適用 ○任意加入とされている20歳以上の学生を、国民年金の当然適用の対象とし、万一障害となった場合に障害年金を保障する。 ⑤ 厚生年金基金の積立金の運用方法の拡大 (平成 2 年 4 月実施) ○設立後一定期間を経過している等の要件に合致する基金及び連合会については、総資産額の1/3までは、投資一任会社による資産運用を認める。 ○投資一任会社による資産運用ができる基金及び連合会であって、500億円以上の資産を有し、一定の運用体制を整備したものについては、総資産額の1/3までは、自家運用を認める。 ⑥ 年金の支払回数改善

(2) 第116回臨時国会：平成元年 9 月28日～平成元年12月16日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法 律 名	内 容
				○厚生年金、基礎年金等の支払回数、現行の年4回(2月、5月、8月、11月)を年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)に改善する。 ⑦ 厚生年金の支給開始年齢 ○厚生年金の支給開始年齢については、次期財政再計算の際において、厚生年金の財政の見通し、高年齢者に対する就業の機会の確保等の措置状況、基礎年金の給付水準及びその費用負担の在り方等を総合的に勘案して見直しを行うこととされた。
87	元.12.22	2. 4. 1	被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法	被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる公平を図るための被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまでの間、被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまでの間において、当面講ずべき措置として、厚生年金保険の管掌者たる政府及び共済組合が支給する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付に要する費用に係る負担に関して、各制度の共通性等に配慮して算定される金額について、被用者年金保険者間において調整するための特別の措置を講ずる。